

公 印 省 略
産第30265-582号
令和3年12月16日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

**群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」
に基づく警戒レベル及び要請（12月18日以降）について（依頼）**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年12月16日（木）に開催しました、第69回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月18日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

※前回（12月4日（土）以降）要請からの大きな変更点はありません。

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請
について（12月18日（土）以降）』を御確認ください。

【問い合わせ先】

（社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容に関すること）

担当：危機管理課感染症対策調整係 027-226-2420

（その他）

担当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 027-226-3326